

諮問番号：諮問第 48 号

答申番号：答申第 48 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県障がい者更生相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号。以下「施行令」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づく身体障害者手帳再交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。家の中でも転んで怪我したり、椅子から立ち上がれなかったりするなど、日常生活に著しい制約があるにもかかわらず、3 級という認定は認められない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令、国からの通知等の規定に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人の障害等級を 3 級と判断したことに違法又は不当な点はないかということにある。

身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に基づいて等級を決定し、手帳の交付を行う仕組みとなっている。その他、処分庁は、手帳交付に係る審査基準として、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「認定基準」という。）、「身体

障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(平成 15 年 2 月 27 日障企発第 0227001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「疑義解釈」という。)等を設定しているため、以下では、本件処分が法令及びこれらの通知に沿って適正に行われたかを判断する。

### 1 上肢機能障害に係る等級認定について

上肢機能障害については、審査請求人が既に保持している手帳で上肢 5 級相当の認定を受けていること及び本件申請に当たって提出された医師の診断書・意見書(以下単に「診断書」という。)の記載から、処分庁が 5 級相当と判断したことは妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、診断書の「動作・活動」欄のうち、「○」とされている項目が実際は「×」である旨主張していると解されるが、障害等級の判定は、手帳の申請書に添付された診断書・意見書により判定することとされており、処分庁の判断の過程に違法又は不当な点はない。

### 2 下肢機能障害に係る等級認定について

下肢機能障害については、診断書には「両下肢は 1 k m 以上歩行不能で 30 分以上起立位を保持不可である」との記載があり、これは認定基準における一下肢の機能の著しい障害(4 級相当)の具体例として示されている状態と同一である。審査請求人は、一下肢ではなく両下肢に機能障害があると認められることから、診断書では、両下肢機能障害の著しい障害として 2 級相当とされているものと思われる。

一方、疑義解釈では、「両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の全廃(3 級)あるいは著しい障害(4 級)と同程度の場合は、「両下肢の機能障害」での 3 級、4 級の認定はあり得る」旨記載されている。

したがって、処分庁が、疑義解釈の考え方に沿って、審査請求人の下肢機能障害を 4 級相当と判断したことに違法又は不当な点は認められない。

### 3 体幹機能障害に係る等級認定について

体幹機能障害については、診断書には「100m 以上歩行不能で片脚立位不可である」との記載があり、これは認定基準における体幹の機能障害により歩行が困難なもの(3

級相当) の具体例として示されている状態と同一である。また、審査請求人は、夕方以降は介助がないと立ち上がれない等主張しており、体幹機能障害の2級の基準(立ち上がることが困難なもの)に該当している旨主張しているとも解される。

しかし、診断書では、立ち上がりや移動に一定の介助が必要なことを認めた上で、総合所見として「100m以上歩行不能で片脚立位不可である」との記載がある。これをもとに、処分庁が、審査請求人の体幹機能障害を3級相当と判断したことに違法又は不当な点は認められない。

また、下肢と体幹の重複障害については、疑義解釈上、上位等級に該当するどちらか一方の機能障害で認定することが原則であるとされていることから、本事案では、体幹機能障害により障害等級認定がなされるものと認められる。

2以上の障害が重複する場合、それぞれの障害等級に対応する指数を合計して、その合計指数により認定等級を決めることとなっている。本事案において、上肢機能障害は5級で指数は「2」、体幹機能障害は3級で指数は「7」であることから、合計指数は「9」となり、最終的な障害等級は3級となる。

以上のことから、処分庁は、医師によって構成される障害程度審査委員会(以下「審査委員会」という。)の専門的知識に基づく意見を聴取した上で、審査請求人の障害の程度を総合的に判断し、3級相当と認定した。この点について違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もない。よって、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年12月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、平成30年1月16日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

手帳の交付の前提となる障害の程度の判定に関して国が示している認定基準等の通知については、それ自体、法的拘束力を有するものではないが、多数の判定につき、そ

の客観性と公平性を確保する観点から定められたものであり、これに準拠して判定をすることは合理的であるといえることができる。

また、障害の程度の個別具体的な判定は、指定医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

本件処分は、審査委員会からの意見聴取という手続を踏んだ上で、提出された診断書に基づいて法令、疑義解釈等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であって、裁量権の濫用又は逸脱は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないといえるべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部に意見を求め、「原処分支持」との回答を得た上で、裁決を行おうとしており、その点からも審査庁の判断は合理的であるといえる。

以上のことから、審理員意見書及び福岡県社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部の意見を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、審査請求人が主張するように、提出された診断書記載の状況と、審査請求人の現在の状況に相違があるようであれば、現在の状況を医師に伝えた上で、再申請を行うという方策も考えられる。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子